

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

		資料番号	28	担当課	男女参画・子育て支援課
法令名	児童虐待の防止に関する法律 児童虐待の防止に関する法律施行規則	根拠 条項	12の4-2 3	不利益処 分の種類	虐待を行った保護者に対 する児童への接近禁止命 令の期間の更新
(関係法令)					
児童虐待の防止等に関する法律					
第12条の4					
2 都道府県知事は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、6月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。					
児童虐待の防止等に関する法律施行規則					
第3条 都道府県知事が法第12条の4第1項の規定に基づき命令する場合における期間は、初日を含めて6月を超えない期間とする。					
2 都道府県知事は、法第12条の4第1項の規定による命令をしたときは、その旨を児童相談所長に連絡するものとする。					